

## 教育基本法「改正」案の十分な国民的論議を求める意見書

教育基本法は、1947年に制定され、「教育の憲法」として日本国憲法とともに「個の尊重」を重視する戦後教育を支えてきた。

政府は、2003年3月の中央教育審議会の改正答申を受け、法制定から半世紀が経過し、教育を取り巻く状況が大きく変化している中で、「モラル低下に伴う少年犯罪の増加など教育の危機的状況」や「個の重視で低下した公の意識の修正」などを理由に掲げ、改正を行おうとしている。

しかし、答申を受け、3年間に70回以上も開催された検討会は非公開であり、改正がこれからの教育をどうするのか、どう生かされるのかなどの本質的な議論が尽くされたのか、改正法全体について国民に示されていない現状である。

この国を担う子ども達の生き方を大きく左右する教育基本法のあり方については、広く国民的な論議の中で考えるべきであり、拙速な審議で決めるべきものではない。

NHKによる世論調査（3月14日）でも、教育基本法を変えたほうがよいのでは、と考えている人の約8割近くが「今の国会での成立にはこだわらず、時間をかけて議論すべきだ」と答えている。

よって、政府においては、教育基本法の拙速な「改正」を行うのではなく、準憲法ともいえるべき重大な法案にふさわしく徹底審議を尽くすとともに、広く国民的な論議をすすめることを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2006年（平成18年）6月14日

高砂市議会